

群馬県及び新潟県ドクターヘリ 広域連携に係る運航マニュアル

第1版

平成31年4月

群馬県

新潟県

前橋赤十字病院

長岡赤十字病院

1 各県のドクターヘリについて

(1) 基地病院

- 群馬県：前橋赤十字病院（前橋市朝倉町 389-1）
- 新潟県：長岡赤十字病院（長岡市千秋 2-297-1）

(2) 要請可能時間

- 群馬県：8時45分から18時00分又は日没30分前の早い方
- 新潟県：8時30分から18時30分又は日没30分前の早い方

(3) 運航体制

① 使用ヘリコプター

群馬県：BK117C-2（定員7）

新潟県：AW109SP（定員7）

※使用機種は変更される場合がある。

② 搭乗スタッフ

ドクターヘリの搭乗員は、医師1名、看護師1名、操縦士（機長）1名、整備士1名とする。ただし、状況に応じて搭乗スタッフは変更される場合がある。

(4) 出動範囲

出動対象地域は次表に掲げる地域とする。

県名	出動要請対象消防本部		出動対象地域
	所属県名	消防本部名	
群馬県	新潟県	南魚沼市消防本部	管内全域 （南魚沼市、湯沢町）
新潟県	群馬県	利根沼田広域消防本部	管内全域 （沼田市、みなかみ町、片品村、川場村、昭和村）

※ 災害時は、上記の出動対象地域外についても、各県がそれぞれ自県の運航マニュアルに基づきドクターヘリの出動要否を決定する。

2 出動の流れ

(1) 出動要請基準

① 救急現場への運航

次のいずれかに該当する場合に、出動要請対象消防機関は、他県のドクターヘリを要請できるものとする。ただし、ア・ウの場合は自県のドクターヘリ搭乗医師（以下「搭乗医師」という。）又はドクターヘリ担当医師（以下「担当医師」という。）の意見を聞いた上で、要請するものとする。

ア 多数傷病者が発生し、自県のドクターヘリのみでは対応できないとき。

イ 重複要請により、自県のドクターヘリが出動できないとき。

ウ その他やむを得ない事情により、自県ドクターヘリが出動できないとき。

（注）新潟県内の事案において、新潟県西部（長岡）ドクターヘリが出動できない場合、新潟県西部（長岡）ドクターヘリCSは、第一に新潟県東部（新潟）ドクターヘリを要請するものとする。

（注）自県のドクターヘリが運航時間外であるという理由で、他県のドクターヘリを要請することはできない。

② 施設間搬送（転院搬送）

原則として対象外とする。

ただし、出動元県の施設への搬送については、緊急やむを得ない場合で、要請を受けた基地病院の搭乗医師又は担当医師が必要と判断した場合は、対象とする。

(2) 出動要請方法

① 他県基地病院への出動要請

出動要請対象消防機関は、出動対象地域で発生した事案で、2-1)の出動要請基準に該当するときは、次に掲げるドクターヘリ出動要請ホットラインにより、他県のドクターヘリ通信センター※に出動要請を行う。

※ 新潟県では、運航管理室という。

○ 出動要請ホットライン（取扱注意）

ドクターヘリ名	電話番号
群馬県ドクターヘリ	
新潟県西部（長岡） ドクターヘリ ※	

※ 新潟県西部ドクターヘリが対応不可の場合、新潟県東部（新潟）ドクターヘリが対応することがある。

○ 運航管理担当者（以下、「CS」という）事務連絡用電話番号

県名	電話番号	FAX 番号
群馬県ドクターヘリ CS		
新潟県西部（長岡） ドクターヘリ CS		

※ ドクターヘリCSへの事務的な問い合わせ等については、こちらの電話を利用すること。

② 伝達事項

消防機関は、出動要請時に原則として次の事項を連絡するものとする。

ア 要請者名（消防本部）

イ 出動先（市町村名）

ウ 患者の容体及び現場、事故の概況

エ 離着陸場所（ランデブーポイント）の名称及び番号

オ 離着陸場所付近の気象状況

カ 救急車及び支援車両の無線呼出名称（コールサイン）

キ 使用無線（統制波1・2・3）

(3) 出動

① ドクターヘリと消防機関の連絡方法

ドクターヘリと消防機関は、消防・救急無線の統制波の1・2・3のいずれかを通じて患者情報や離着陸場所の情報を連絡するものとする。

なお、消防機関は、無線通信が確保されるまでの間は、要請先のドクターヘリ通信センターに関連情報を連絡するものとする。

② 離着陸場所の決定等

ア 消防機関は、離着陸場所を選定し、ドクターヘリ通信センターに連絡するものとする。

イ 機長は、離着陸場所の安全を確認した上で、最終的な離着陸の可否を決定するものとする。

③ 離着陸場所の安全確保

消防機関は、離着陸場所の安全確保について、離着陸場所管理者等の協力を得て行うものとする。

(4) 患者の搬送

① 搬送先医療機関の選定

搭乗医師は、消防機関又は出勤先の県の基地病院担当医師の意見を聞いた上で、原則として出勤先の県内の医療機関から、搬送先となる医療機関（以下「搬送先医療機関」という。）を選定するものとする。

ただし、患者の容体、地勢、日没その他の事情により必要な場合は、この限りではない。

また、搬送先医療機関の選定に当たっては、ドクターヘリの飛行距離等にも配慮するものとする。

なお、状況によっては、消防機関が搬送先医療機関を選定することとする。

② 搬送先医療機関への受入要請

搭乗医師又は看護師は、選定した医療機関に傷病者の受入れを要請するものとする。

ただし、医療スタッフが連絡できない場合は、出勤先の県の基地病院担当医師又は消防機関が代行するものとする。

③ ヘリポートがない医療機関への搬送

搬送先医療機関にヘリポートがなく、搬送先医療機関が傷病者の受入に当たり消防機関の協力を必要とする場合には、各県の運航要領に従い、ドクターヘリを要請した消防機関又は出勤元のドクターヘリ通信センターが、搬送先医療機関を所轄する消防機関に対し、離着陸場所の安全確保や救急車の出勤等の協力を依頼するものとする。

④ 家族等の同乗

原則として、家族等の同乗は行わないものとする。

ただし、搭乗医師が必要と判断し、機長の同意を得た場合は、1名に限り同乗することができる。

⑤ 患者の搬送

搬送先医療機関決定後、直ちにドクターヘリによる患者の搬送を開始する。

(5) 搬送患者の引継ぎ

① 搬送先医療機関の医師は、可能な限りドクターヘリの離着陸場所にて患者を迎え、搭乗医師からの引継ぎを受ける。

② 離着陸場所での引継ぎが困難な場合は、搭乗医師が救急車等に同乗し、搬送先医療機関において引き継ぐものとする。

ただし、搭乗医師が、患者の容体等により同乗の必要がないと判断し、救急隊長及び搬送先医療機関の医師の承諾を得たときはこの限りでない。

③ 消防機関は、搭乗医師が同乗して医療機関に搬送したときは、搭乗医師を離着陸場所または最寄りの公共交通機関まで送るなど、帰路の手段に配慮するものとする。

(6) 燃料補給

① 出動先の県内において、燃料補給が必要になった場合は、出動元のドクターヘリ通信センターの指示を受け燃料補給するものとする。ただし、必要に応じて、出動先のドクターヘリ通信センターは、燃料補給場所等について助言するものとする。

② 燃料補給に当たり、消防機関の協力が必要な場合は、必要に応じて、出動先のドクターヘリ通信センターが当該消防機関に協力を要請するものとする。

(7) 高速道路において傷病者が発生した場合の取扱い

① 県境をまたぐ高速道路上において傷病者が発生したときは、原則として、出動した消防機関の所属する県のドクターヘリを要請するものとする。

ただし、基地病院からの距離等を勘案し、他県のドクターヘリを要請することが傷病者の救命に有効であると消防機関が判断したときは、2(1)①の規定にかかわらず、他県のドクターヘリを要請することも可能とする。

② 高速道路の出口を管轄する消防機関は、ドクターヘリを要請した消防機関（以下「要請元消防機関」という。）から依頼を受けたときは、離着陸場所の選定を行うものとする。

- ③ 依頼を受けた消防機関は、離着陸場所を決定したときは、要請元消防機関に連絡するとともに、離着陸場所の安全確保を行うものとする。

3 その他

(1) バックボードの取扱い

患者をドクターヘリに収容する際は、ヘリコプター搭載のバックボードに乗せ替えるものとする。ただし、患者の状態により乗せ替えができない場合は、バックボードごとドクターヘリに収容するものとし、ドクターヘリが預かったバックボードについては、基地病院負担で消防機関に返却するものとする。

(注) 消防機関は、バックボードをドクターヘリに預けた場合には、バックボードの返送先(〇〇消防本部、〇〇消防署など)を搭乗スタッフ又は基地病院に連絡するものとする。

なお、その際、消防機関に代替のバックボードは渡さないものとする。

(2) 各県運航マニュアル等の適用

本マニュアルに定めのない事項については、出動するドクターヘリが所属する県の運航要領、運航マニュアルを適用するものとする。

附則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。